

業務委託実施要領

平成27年11月1日 改正

1 目的

この要領は、山口県土木建築部の所管する公共事業の用に供する設計、測量、地質・土質調査、発注者支援、用地調査等に関する業務（以下「業務」という。）を委託する場合の必要事項を定め、委託業務の適性かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

また、港湾及び港湾海岸事業に係る業務については、別に定める共通仕様書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書：国土交通省港湾局編集）によるものとする。

2 委託業務の内容

委託できる業務内容の項目は、次に掲げるものとする。

(1) 設計

- ア. 調査、計画、設計全般
- イ. 河川（河川環境調査、河川調査・計画、河川構造物設計）
- ウ. 海岸（海岸構造物設計）
- エ. 砂防及び地すべり対策（砂防環境調査、砂防調査・計画、砂防構造物設計、地すべり対策調査・計画・設計、急傾斜地対策調査・計画・設計、雪崩対策調査・計画・設計）
- オ. ダム（ダム環境調査、ダム治水利水計画、ダム地質調査、ダム本体設計、ダム付帯施設設計、施工計画及び施工設備設計、ダム点検、その他）
- カ. 道路（道路環境調査、交通現況調査、道路網・路線計画、道路設計、地下構造物設計、地下駐車場計画・設計、トンネル設計、橋梁設計、道路施設点検）
- キ. 下水道（基本計画策定、下水管渠設計、終末処理場・ポンプ場実施設計）

(2) 測量

- ア. 基準点測量
- イ. 地形測量及び写真測量
- ウ. 応用測量

(3) 地質・土質調査

- ア. 機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験、解析等調査、軟弱地盤技術解析、物理探査、地すべり調査、地形・地表地質踏査

(4) 発注者支援

- ア. 積算補助
- イ. 監督補助

(5) 用地調査

- ア. 権利調査

- イ. 用地測量
- ウ. 建物等の調査
- エ. 営業その他の調査
- オ. 予備調査
- カ. 移転工法検討
- キ. 事業認定申請図書の作成
- ク. 再積算
- ケ. 土地評価
- コ. 補償説明
- タ. 土地調書、物件調書及び地積測量図等の作成
- チ. 検証

3 委託契約

業務の委託契約は「業務委託契約書」、「発注者支援業務委託契約書」又は「請書」により行うものとする。

4 業務の実施

業務委託の実施は、「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「発注者支援業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」、並びに業務ごとに必要な事項について定める「特記仕様書」によるものとする。

5 積算基準

業務委託に係る積算の算定は、「業務関係積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。

ただし、上記基準に定めのない業務については、その内容に応じて適正に算定するものとする。

6 業務の執行及び検査

業務の執行及び検査については、委託業務監督技術基準（案）、山口県土木関係委託業務検査技術基準（案）及び山口県委託業務技術検査実施要綱による。